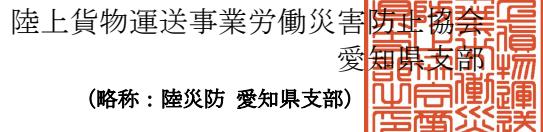


表彰のご案内

令和8年2月25日

会員各位



小企業無災害記録表彰／無災害記録証の申請案内について

陸災防では、小企業における自主的安全活動の促進を図ることを目的として毎年、無災害記録達成事業場を表彰しております。

各社の安全対策の取り組みの成果として、無災害の証となる本制度を活用頂きますようご案内致します。（陸災防 愛知県支部の会員事業者、愛知県内の事業場が対象となります。）

1. 表彰等の種類

	種類	無災害記録期間
表 彰	第1種	3年継続
	第2種	5年継続
	第3種	7年継続
	第4種	10年継続
	第5種	15年継続
記 録 証	無災害記録証	20年継続
		25年継続
		30年継続
		35年継続

- ①表彰は第5種（15年無災害）までとなり、以後は無災害記録証の申請となります。
②過去に本表彰を受けたことがなくとも無災害記録期間が優先されますので、該当する種類での申請となります。また、無災害の期間が20年以上の場合は表彰を受けた後の記録証となりますので、全て第5種で申請となります。

例1 今回初めて申請 無災害の期間が7年 → 第1種ではなく、第3種で申請。

例2 今回初めて申請 無災害の期間が25年 → 記録証ではなく、第5種で申請。

2. 申請について

小企業とは	常時50名未満の労働者を使用する事業場※です。（会社全体ではなく、支店や営業所などの単位となります。） 事業場単位での申請となりますので、会社の規模に関わらず該当する事業所を申請することが出来ます。
無災害記録期間とは	当該事業場において、業務上死傷災害（休業1日以上）が無い状態です。（休業を伴わない災害や通勤災害は含まれません）

※正社員、パート、アルバイト、契約社員、派遣社員などを継続して雇用し、常態として使用している状態であれば、常時使用している労働者となります。

- ①無災害の期間は、実日数で計算して申請してください。

例1 令和5年5月10日に労働災害発生 → 令和8年5月11日以降に第1種を申請

例2 令和6年6月に第1種を受賞（表彰状記載の樹立年月日を確認してください。） → 令和8年6月以降に第2種を申請

- ②対象となる事業場：愛知県内

3. 提出書類について

- ・第1種～第5種表彰
『第〇種小企業無災害記録表彰申請書』及び『事業場 調査同意書』、『申請届』を提出
- ・無災害記録証
『小企業無災害記録交付申請書』及び『事業場 調査同意書』、『第5種無災害記録 表彰状又は直近の無災害記録証の写し』、『申請届』を提出
同時に複数の事業場の表彰／記録証の申請をする場合でも、『事業場 調査同意書』は1部のみの提出となります。

申請書類はHPよりダウンロードしてください。

申請書類のダウンロード（Word及びPDFがあります）
[愛知県トラック協会] > [陸災防] 表彰のお知らせ > [小企業無災害記録表彰／無災害記録証]の申請案内について]

4. 提出期限 毎月の月末（但し、令和8年12月末が最終となります。）

5. 提出先及び問合せ先

申請書類は、必ず郵送等にてお送りください。（FAX不可）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部
(略称: 陸災防 愛知県支部)
〒470-0207 みよし市福谷町西ノ洞21番地127
中部トラック総合研修センター 2F
TEL: 0561-56-6560

本申請につきましては、労働災害の有無の確認のため、愛知労働局並びに所轄の労働基準監督署へ照会をしますので記入漏れの無いよう正確にご記入ください。